



学薬のひろば



Vol. 014

薬物乱用防止教育は地域差といったものもあり一律に行う難しさを感じてお見えになる先生方も多いかと思えます。その点、「薬の正しい使い方」を中心として薬剤師の専門的な立場から子供たちに啓発してゆくことは、子供たちに薬物の持つ有効性と有害性、あるいは健康との関わりについて、幼児期から十分に認識させることで「自らの健康は自らで守る」ヘルスプロモーションの理念を身につけさせるという点では取り組みやすいと思われまし、特に学校薬剤師は、他の学校保健関係者と連携して子供たちと接することで、学校から家庭へ、さらには地域へとこの理念の伝達が期待できるという点で著しい効果をあげることも可能だと考えられます。そこで、こうした取り組みから最終的に薬物乱用防止教育に踏み込めれば非常に効果的ではないかと思われまし。

幸い県学薬においては樋口先生を中心に、実際の授業での取り組みについての準備が進められておりパワーポイント・マニュアル等の資料を講習会で先生方に披露していただけると聞いていますので大いに期待したいと思います。

また、10・11月は多くの大会が催されます。多くの先生方に参加していただくとともにそこで得たことを是非、他の会員にも伝達して頂きたいと思います。

平成 16 年度

薬剤師のための「薬物乱用防止研修会」長崎大会

愛知県学校薬剤師会理事 樋口光司



平成 16 年 9 月 5 日（日）、長崎原爆資料館ホールにおいて平成 16 年度薬剤師のための薬物乱用防止研修会が開催されました。開会に先立ち児玉孝日本薬剤師会副会長、天本祐世長崎県薬剤師会会長、杉下順一郎日本学校薬剤師会会長の挨拶がありました。「原爆の間違った使い方によって、このような記念館を作らなければならなくなった。薬物も間違った使い方をしないようにしたいものです。」と児玉先生が話されました。（私も原爆記念館を休み時間に見学して来ました。まさしく一見にしかず、鳥肌が立ちました。）「薬剤師の専門的な立場から子供たちへ『薬の正しい使い方』を中心とした啓発活動は、その子にとって一生に及ぶ『最大のワクチン』になる」等の杉下先生のお話が特に印象に残りました。

講義 1 「薬物依存症の理解と回復援助」

西脇 健三郎（志仁会 西脇病院院長）

講義 2 「薬物乱用問題と薬剤師」

稲荷 恭三（関東信越厚生局麻薬取締部長）

講義 3 「依存性薬物の薬理」

藤原 道弘（福岡大学薬学部臨床疾患薬理学教室教授）

講義 4 「学校における禁煙の取り組み」

山形 浩介（長崎県薬剤師会理事）

の 4 題の講義が午後 4 時過ぎまで続きました。中でも、西脇先生のご紹介で登場された方は、ご自身の薬物中毒者としての経験を話されました。

「大酒飲みの祖父や厳格な父親という家庭環境や、気が小さい自分の性格、それらを薬でごまかすために、OTC の咳止めシロップ、風邪薬、病院からもらった睡眠導入剤、鎮痛剤などを酒と一緒に服用。ハイになる為にお酒を飲むのと同じ感覚で使用していました。失恋を契機に本格的な薬物依存に陥り、失業し、入退院を繰り返しました。でも、心のどこかで自分は違法な薬物は使用していない、止められるはずだと思っていました。しかし、母親が泣こうが父親が怒ろうが、とにかく薬をどうやって手に入れるかだけしか考えていませんでした。死ぬことと薬のことしか考えられなくなった自分を最終的に救ってくれたのは、長崎ダルクなど施設の仲間でした。」



私なりに上記のように要点をまとめてみましたが、彼が言いたかったことは、薬物に手を出すようになるのは、本人が非常に寂しいと思っていることが多いこと。いつでも止められると思っても、どうしてもなくのめり込んでいってしまうということ。救いはやはり自分を理解し認めてくれる仲間がいること。ということではないでしょうか？

西脇先生は「ダルクのような施設があることを知ってほしい。薬物中毒者を知るには経験談をたくさん聞く必要がある。」と結ばれました。

稲荷先生は、「薬物乱用対策として取締りが極めて重要な対策の柱であることに変わりはないが、仮に摘発に成功しても、新たな供給者が出現してくるということなどもあり、取締りだけでは効果が十分でない面もある。乱用への誘惑に負けないというのは、社会の風潮・モラルに関わる問題でもあるが、同時に、つまりは自分に勝つという個人にいきつく問題でもある。」と話されました。

まさしく今、愛知県学校薬剤師会が作成している、薬剤師が話す「くすりのお話」の重要課題として取り組んでいる、健全な自尊心（セルフエスティーム）を育むことだと思います。

薬物乱用問題に限らず子ども達が健康で健やかに一生涯を送れるように「くすりのお話」のパワーポイントとマニュアルを使って子ども達に話をしましょう。きっと最良のワクチンとして効力を発揮するものと思います。



「くすりの正しい使い方」前文（予定）

21世紀における国民健康作り運動「健康日本21」。この運動をより強力に推進するための法的基盤としての「健康増進法」が平成15年5月より施行されております。この中で学校の役割も明確に示されています。私たち学校薬剤師にも大きな期待を寄せられているところであります。

日本学校薬剤師会の杉下会長は、文部科学省河村健夫大臣に平成16年3月19日以下のような要望書を提出しております。

1. 小学校段階から、「医薬品の正しい使い方」に関する内容を学習指導要領に明記する。
2. 教材を作るなど環境整備をして頂きたい。
3. **学校薬剤師が学校において指導**できるよう、啓発活動を行うなどご協力を頂きたい。

要望の理由は

1. ヨーロッパ、北米などにおいては、薬物乱用防止教育とともに医薬品教育が行われ成果を上げていること。
2. 将来の医療費の国民負担を考えると、セルフメディケーションが重要となっていること。
3. 規制緩和により、医薬部外品などが一般小売店で容易に入手できるようになっていること。

昨日まで医薬品であったものが規制緩和によって今日からコンビニでも売られる時代であります。自己責任を問うことが求められている以上、これに応える教育もまた当然と考えられます。現在の教育課程では「くすり」に関して高校に入ってようやく行われる現状です。小中学生からのくすり教育が必要なことは明白であります。

薬物乱用問題では、いまだに覚せい剤乱用により検挙される人の数は増加傾向にあります。「薬物乱用防止五ヵ年戦略」を策定し、国をあげて薬物乱用防止問題に取り組んでいます。青少年の薬物乱用は、特に人格形成の大切な時期に薬物中心の生活に逃避するということは、その後の人生にとって大きな問題となってきます。

神戸大学の石川先生も次のように指摘しています。

文部省は、薬物乱用防止教育を効果的に進めるため、全国の小学校 5 年生から高等学校 3 年生まで約 8 万人を対象に「児童生徒の覚せい剤等の薬物に対する意識調査」を実施しました。薬物を使用することについて「他人に迷惑をかけていないので使うかどうかは個人の自由である」及び「心や体への害がないのなら一回ぐらいは使ってもかまわない」と思う児童生徒が学年が上がるにつれて増加し、高校 3 年の男子では、20%に達するなど、薬物を容認するような態度が見られました。この調査から分かったことは、学年が上がるほど、児童生徒の薬物に関する学習経験が豊かであり、薬物の使用・所持に対する法律に関する知識や危険性・有害性に関する認識を持っているにもかかわらず、薬物に対する罪悪意識は低く、容認的な態度を示すようになっていきます。このため、薬物乱用防止対策を進めていくには、より正しい知識を普及するとともに、薬物乱用は絶対にしてはいけないし、許されないことだとの意識をもち、薬物に手を出さない態度を身につける必要があることがわかりました。

また、私の学校は「乱用者がいない」ので薬物乱用防止教育はいらないとの考えは間違っていることは明確です。と述べています。

札幌市学校保健会では、平成 16 年 6 月に「心の健康宣言・健全な心の育みを」を出しています。その宣言の趣旨は

私たち大人社会は自戒しつつ、21 世紀社会を担う児童生徒に

- ◎ 生涯にわたって自他の生命を尊重し、心身ともに健康的で明るい社会を築いていく基礎的な知識や態度を育成しなければならない。
- ◎ 健康的な生活習慣（ライフスタイル）を身につけさせ、**健全な自尊心（セルフエスティーム）**を、日常的に高めていかなければならない。

というものです。

宣言文

1. 毎日が、対話と笑いのある楽しい家庭を築こう
2. 生活習慣を見直し、喫煙・飲酒・薬物を使用しない強い心を育もう
3. 性を大切にす環境を整え、互いに思いやる健全な心を育もう
4. 豊かな交流の中で、他人を思いやる健全な心を育もう

これらのことも踏まえて、学校薬剤師が薬剤師ならではの立場から「くすり」について話す。薬物に対する意識を正しく持って人格形成して行けるようお手伝いする。その時に**健全な自尊心（セルフエスティーム）**を育み、大切な自分自身の為にどんな誘惑にもキッパリ断れる態度を身に付ける教育を念頭におきながら「くすり」のお話を中心に、タバコ、薬物乱用防止まで話せるようなマニュアルを作りました。

有効に利用していただけるよう願っております。